## ○議長(小林哲雄)

日程第10 議案第42号 開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条例を制定することについて、を議題といたします。

提案理由を町長に求めます。町長。

# ○町長 (府川裕一)

提案理由、開成町グリーンリサイクルセンターの指定管理者の指定の期間を5年間に改めること、指定管理者の指定について現に指定管理者に指定されている者を指定管理者の候補者として選定できるよう改めること、及びその他の規定の整備を行いたいので、開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条例の制定を提案いたします。よろしくお願いいたします。

#### ○議長(小林哲雄)

細部説明を担当課長に求めます。

環境防災課長。

## ○環境防災課長(秋谷 勉)

それでは、議案を朗読いたします。

議案第42号 開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条例を 制定することについて。

開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条例を制定する。よって、 地方自治法第96条第1項の規定により議会の議決を求める。

平成26年11月28日提出、開成町長、府川裕一。

まず、今回の改正の概要についてご説明申し上げます。

1点目は、先ほどお認めいただいた、議案第41号によりまして、開成町グリーン リサイクルセンターの現在の指定管理が、平成27年3月31日で終了することにな りました。

これまでは、PFIによる契約にあわせまして、条例上の指定管理期間も15年となっておりましたので、今回、他の指定管理施設にあわせまして、指定管理期間を5年以内と改正するものでございます。

次に、9月議会において議決いただいた議案第26号 開成町福祉会館条例等の一部を改正する条例を制定することについてで行いました、各指定管理施設の改正内容と同様、現行の指定管理者に再指定できる規定の追加を行ってございます。

三つ目は、余り想定はしたくありませんが、指定管理期間中に指定の取り消しなどの状況になった場合に、必要に応じて町が直接運営を行う、管理を行う事ができる規定を追加してございます。

そのほかには、他の指定管理施設条例に倣って、文言の整理を行っているものでご ざいます。

それでは、1枚おめくりいただいて、改正内容をご説明申し上げます。

開成町条例第 号 開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条

例。

開成町グリーンリサイクルセンター条例(平成16年開成町条例第1号)の一部を 次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

まず、第3条の改正になりますが、ここは文言の整理になります。他の指定管理施設条例にあわせまして、「法人、その他の団体であって」の部分を「地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により」に改めます。

また、文末に、「これを行わせるものとする。」ということで、ものとするを加えております。

次に、第5条の改正でございます。ここが指定管理期間を改めるところでございます。改正前は、指定を受けた日から起算して15年の間とありますのを、改正後は、5年以内とするものでございます。

また、ただし書きの「再指定を妨げない」の前に「指定期間満了後の」を加えます。これは指定期間を満了した場合に限り、再指定できることを意味しております。

例えば、指定の取り消しによって、期間が途中で終了してしまった場合には、再指 定の対象とはならないということになります。

次に、第7条の改正でございます。第1項の3行目の「指定しなければならない。」は、これも他の指定管理施設条例にあわせまして「指定するものとする。」に改めるものでございます。

また、先ほどご説明しましたけれども、9月会議で行いました各指定管理施設条例の改正と同様に、現行の指定管理者に再指定できる規定を置くということで、第7条に第2項としまして、「前項の規定にかかわらず、指定管理者の指定の期間を満了に伴い指定管理者を指定する場合で、指定管理者として指定されているもの(以下「現指定管理者」という。)から提出させた事業計画書その他規則で定める書類を審査し、実績等を考慮して、現指定管理者が引き続き管理を行うことが適当であると認められるときは、現指定管理者を候補者として選定し、議会の議決を経て指定管理者として指定することができる。」を新設するものでございます。

続いて、おめくりいただいて、2ページをお願いいたします。

第2条の2の新設でございます。

指定管理者の公募は行いましたが、応募がなかった場合や、応募はあったけれども、審査の結果、該当者がなかった場合又は指定管理の取り消しなどにより、指定管理者による管理運営ができなくなった場合に、必要に応じて、町が直接管理業務を行うことができることを規定した部分でございます。

第2項は、町が直接管理を行う場合の条例中の各規定の読み替えを規定しています。 読み替えの内容につきましては、添付いたしました5ページの参考資料読み替え対 照表を参照していただければと思います。ほとんどが「指定管理者は」「指定管理者 が」とある部分を「町長は」「町長が」に読み替えるものでございますが、6ページ、最後のページの16条、18条、19条及び別表見出しにつきましては、読み替え前が「利用料金」とございますが、こちらは町が直接行う場合には、地方自治法の規定により「使用料」となるということで、「利用料金」を「使用料」に読み替えるという読み替えになってございます。

では、3ページにお戻りください。

別表の改正でございます。次の改正前の表に掲げる別表を、改正後の表に掲げる別表に下線で示すとおり改正するということで、別表については、上下で改正後、改正前の表になってございます。

まず、別表の見出しの改正です。説明が先ほどの読み替え表と前後いたしましたが、地方自治法第244条の2、第8項に、普通地方公共団体は、適当と認めるときは、指定管理者にその管理する公の施設の利用に係る料金(次項において「利用料金」と言う。)を当該指定管理者の収入として収受させることができるとありますので、改正前、施設使用料とありましたが、ここはこの自治法の規定にあわせまして、利用料金とするのが正しいのかなということで改正をさせていただきます。

また、改正前の表頭右側の欄が金額とありますが、このもととなった第16条第2項では、利用料金が別表に掲げる額の範囲内において、指定管理者があらかじめ町長の承認を得て定めるものとするとありますので、わかりやすく上限額と改めるものでございます。

次に、種別欄の剪定枝の部分でございますが、その括弧書きの中です。改正前には、 竹、草を含むとございますが、竹は堆肥化が困難ということで、チップ化にも適さな いということで、現在、グリーンリサイクルセンターのほうでも、竹は受け入れがで きませんということで、今年から受け入れをしておりません。ということで、今回の 改正にあわせまして、竹は削らせていただきたいということでございます。

最後に附則でございます。この条例は、平成27年4月1日から施行ということで 新指定管理のスタートにあわせましての改正でございます。

説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いします。

#### ○議長(小林哲雄)

説明が終わりましたので、質疑に入ります。質疑をどうぞ。 7番、茅沼隆文議員。

### ○7番(茅沼隆文)

7番、茅沼です。またまたちょっと教えていただきたいというか、確認したいんです。

1ページ目、条例の改正後の第7条の第2項、提出された事業計画書、その他、規則で定める書類を審査し、とあるのですが、この前段となっている、第6条で、事業計画書を出しなさいということになっているわけですね。

今現在、有限会社グリーンリサイクルセンターが累積赤字をずっと積み重ねてきた

というのは、一番最初に出していただいた事業計画書の精査が全くできていなかった。 1日4.95トンの剪定枝を受け入れるという事業計画にかかわらず、細かい数字は 忘れましたけれど、1日に1トンとか2トンとかしか入ってこなかったので、慢性的 な赤字に陥ってしまって、二宮町だとか南足柄市とか、いろいろなところに収集先を 拡大していった結果、今、何とかなっているということだろうと思うんです。

したがって、私が今ここでお願いしたかったのは、まず、いつまでに事業計画書が 出されるのか。毎年、毎年のことだろうと思うんですよ。4月1日から始めるわけで すから、その前の3月のいつまでに出すとか、そういったことがあると思うんです。 初年度は難しいですけれど、それをどういうふうにして精査できるのかがポイントだ ろうと思うんですよ。その辺のところ、お考えがあればお聞かせいただきたい。

### ○議長(小林哲雄)

町民サービス部長。

### ○町民サービス部長(山本 靖)

それでは、茅沼議員の質問にお答えします。この条例改正のここの部分については、 再指定の条件として新たに加えたという形になります。更新事項を認めるということ になりますので、これについては、5年間の経過を踏まえた中で、新たにそこが有用 であった場合、そこが今後5年間の事業計画書を出してきたときに、それが妥当であ るということであれば、ここで議会の議決を経て、指定管理者にできるという形にな りますので、7条の第2項については、更新規定の部分です。

茅沼議員が言われた、第6条の部分の指定の申請の書類ですけれども、これについては、募集をかけた段階で、5年間の部分をどう考えるかという形になりますので、その審査については、指定管理者選定委員会という内部組織があります。外部の委員も入れてやるんですけれども、そこで十分審議して、この候補者が上げてきた事業計画書、申請書が適当であるかどうか。税理士等も加えた中で審査して行っていくという形になります。

今回については、この条例改正は来年の平成27年4月からということですけれども、これに沿って、新たに来年の4月からやる部分については、同じような形の中で、条例改正議決後、早急に選定委員会、指定管理者選定委員会を開いて、公募のスケジュールを行って、その選定委員会の中で、応募者が複数あった場合には、それを審査してやると。その中で数字そのものが妥当かどうかは審査していくという形になります。

#### ○議長(小林哲雄)

ほかに、10番、小林秀樹議員。

#### ○10番(小林秀樹)

10番、小林秀樹です。2ページですが、指定管理者の指定の中で、21条の2、 1項、最後の部分に、「3条の規定にかかわらず、グリーンリサイクルセンターの管理に関する業務を自ら行うことができる。」というふうに、最後の手段として、こう いう方法があるというふうに述べられています。これは実際には、この場面に立った 場合、誰がどういう資格を持って、技術があるのかないのか、そのことというのは想 定されていますでしょうか。

○議長(小林哲雄)

環境防災課長。

○環境防災課長(秋谷 勉)

冒頭の説明でも、余り想定したくありませんというお話は差し上げたんですが、すぐにというわけには絶対いかないとは思うんですが、何かしらの理由で取り消しになってしまったというような場合に、次の指定管理者を決めるまでには、最短でも4カ月から、通常でいけば半年ぐらいかかりますので、その間、全く動かないということはやはり厳しいということになります。

あらかじめ資格を持った職員を置いておくというのもかなり厳しい話でありますので、万が一そういうことになった場合には、今のところの想定でございますが、例えば、予備費等によりまして、そういう資格を持っている方を、町が直接非常勤職員で雇うという形で対応するとか、そういう方法で急場はしのがせていただいて、その間に新たな指定管理者を公募するというような形になるのかなということで、今のところ、その程度の想定でございます。

○議長(小林哲雄)

町民サービス部長。

○町民サービス部長(山本 靖)

ちょっと補足させていただきます。基本的には、この条文は、ほかの指定管理者の 条例にも入っているということで、グリーンリサイクルセンターになかったという部 分で該当するので、今回入れさせていただいたという形になります。

実際になかった場合には、全部委託は、今、法律で認められていませんので、指定管理者制度か、町が直営でやると。そういった指定管理者が決まらない場合には、町が管理する中で、町の職員が常駐した中で、資格を持っている人を下請けに出すという形は可能ですので、そういった手順で、なるべく支障がないようには進めていきたい。想定したくないことですけれど、ということです。よろしくお願いします。

○議長(小林哲雄)

1番、菊川敬人議員。

○1番(菊川敬人)

1番、菊川です。今の説明の中で、資格が必要ということを言われるんですが、現在のグリーンリサイクルセンターの業務の中で、資格が必要とするものというのは、何があるんでしょうか。

○議長 (小林哲雄)

環境防災課長。

○環境防災課長(秋谷 勉)

ペイローダーとか、フォークリフトとか、重機を運転する資格といいますか、町職員では運転できないような機械もございますので、その辺のことを指して、資格という話でございます。

## ○議長(小林哲雄)

8番、山田貴弘議員。

#### ○8番(山田貴弘)

8番、山田貴弘です。開成グリーンリサイクルセンターそのものの目的というもの を再確認させていただきたいと思います。

グリーンリサイクルセンターというのは、剪定枝を回収して、それを肥料化に進めるという方向の中で、今まで動いてきたというふうに自分は認識しているところなんですが、今後、直営をするに当たって、肥料化とかにするのではなくて、もうちょっと幅広い部分で、販売をもうちょっとできるような形で、今回、条例を制定することに当たって、目的になるのか何なのか、ここでこうだよとは言えないんですが、そこら辺の方向転換の方向性というのですか、そこら辺を議論された中で、今回の条例制定の改正がされているのか。冒頭言ったように、肥料化という部分に特化している部分が今までもありましたので、そこら辺の認識というのを再確認したいと思います。

## ○議長(小林哲雄)

環境防災課長。

## ○環境防災課長(秋谷 勉)

山田議員のほうから堆肥化というお話がありましたが、実は現在でも、堆肥化だけではございません。というか、どちらかというと、チップ化のほうが量としては多くございます。チップ化ということでも、一応再資源化、リサイクルを考えてございますので、最初のスタートは堆肥化中心でございますが、チップ等も含め、リサイクル施設という目的で考えてございますので、もちろん新しい指定管理者を公募する際に、また、新たな提案等がございまして、それが町のほうですばらしいと認められれば、そういうふうなのもどんどん取り入れていくというような要素はあると思います。ですから、あくまでも堆肥化のみに限った施設ではないというのは、今現在の状況でございます。

以上でございます。

#### ○議長(小林哲雄)

山田議員。

#### ○8番(山田貴弘)

8番、山田貴弘です。ぜひ、いろいろな角度の中で、剪定枝の活用を深めながら事業展開をしていっていただきたい反面、施設と先ほど言われるように、今後、多額な費用がかかるというのは、これは議会側にも、町民にも理解を求めながら進めていかなければいけないというのは当然のことだと思います。開成町というのは、以前から言っているように、ごみ焼却場がない、最終処分場がないという中で、何でもそうい

う迷惑施設は外に持っていくという考え方ではなくて、なるべくごみを外に出さないで、資源化していくんだ、やっていくんだというのは、利益が出るにこしたことはないと思うんですけれども、やはりそれは丁寧に説明していかなければいけないと思うんですよ。

そうなると、議案がここに上がったときに、プラスなのか、マイナスなのかという 議論になってしまうので、まず、そこら辺は政策判断になると思いますので、橋の入 り口の6メートル以上確保というのは、恐らくチップ材を販売するに当たって、小さ な車での搬出というよりも、大きな車での搬出というものが有効なのかなという部分 も見えるような部分もありますので、これはあくまでも施設をつくる要件なんですけ れど、やはり道幅が狭いところには大きな車が入ってこないとなると、搬入量、搬出 量の部分で、有効策というのが見えてこないので、そういう部分で施設改善というの は、計画的な予算をとった中でぜひ進めていってもらいたいという部分で、これは全 体の話をさせてもらっていたんですけれども、今日は条例の変更ということで、特に 問題は見る中では見られないんですが、一つ、価格の部分で提言をさせていただきた いと思います。

これは1キログラム30円という価格を提示しておりますが、これは自分の調査で調べてみると、生木に対して、枝葉、幹がキロ13円、民間施設で。幹で10円、根っこだと18円、丸太の直径20センチ以上のものだと8円という、高い数字が18円で、下は8円という価格の中で、グリーンリサイクルセンターは30円という数字が出ている中で、処分費は高いは、時間の受け入れは遅く始まって、早く閉まるという、利点性の部分では、民間施設よりも全然劣っている部分、それ以上いけとは言わないですけれども、少なくとも近づけるような形で、価格の検討というのは今後必要になってくると思いますので、とりあえず、スタートをした中で、民間の意見を聞きながら、よりよい施設の方向性に向かっていってもらいたいというふうに思いますので、1点の30円というキログラムの価格変更の件を今回検討されたのかどうか。そこをちょっと確認したいと思います。

#### ○議長(小林哲雄)

環境防災課長

## ○環境防災課長(秋谷 勉)

剪定枝の受け入れの利用料金でございますが、先ほど説明でもちょっと触れたんですけれども、こちらの30円は、あくまでも上限額でございまして、料金は町長等が承認すると。指定管理者が申請して、町長が承認するとなってございます。

料金につきましては、23円でスタートしてございます。今現在は一般の持ち込みは19.5円ということで受け入れてございます。それから、町や南足柄から入っているのは16.5円ということでございます。

ただ、今回、4月以降につきましては、新たな指定管理者との中で調整をして、価格を決めるわけですが、公募に当たりまして、公募の条件といたしましては、上限、

条例では30円とありますが、20円程度までを上限として計画をつくってきてくださいという条件を付す予定でございます。また、この中で公募の団体、応募する団体から料金がまた示されれば、その料金の中で、町が認めれば、その金額になりますので、今の山田議員がおっしゃった部分も十分考慮しながら、公募の選定を行っていきたいというふうに思ってございます。

1点、先ほど公費が16.5円と申しましたが、ですから、今、町民がご自分の家の剪定枝を持ち込む場合には無料と。その無料の部分は、町が公費として16.5円の補填をしているということでございます。

#### ○議長(小林哲雄)

3番、吉田敏郎議員。

### ○3番(吉田敏郎)

3番、吉田でございます。細かいことかもしれませんけれども、開業時間と休業日 についてお聞きします。

先ほど同僚議員もお話があったんですけれども、開業時間が午前8時半から午後5時まで。それから、休業日は、毎週日曜日と国民の祝日に関する法律に規定する休日、それから12月29日から1月4日までの年末。年末はわかると思うんですけれども、その中で、町長が必要と認めるときというのは、午後5時以降とか、日曜日、そういう休業日でもやる、営業することもあるよということと理解してよろしいのか、ちょっとお聞きします。

#### ○議長(小林哲雄)

町民サービス部長。

## ○町民サービス部長(山本 靖)

お配りはしておりませんけれども、条例第12条に、休業日の部分でそういう規定があります。あくまでも臨時、例外的な規定ということで、こういった部分には、一通りこういうのがついている形ですので、どうしてもこの条文がないと、やりたいときにやれない。もしくは何かのときに閉じられないという話がありますから、そういった意味で、3.11のときの放射能絡みのときには、この例外規定を使って、1カ月近く休業したという時期もありました。そういった部分では使っています。

以上です。

## ○議長(小林哲雄)

吉田議員。

## ○3番(吉田敏郎)

こういったことを、例えば、時間を延長したり、日曜日にやるということ。利用者 のことを考えていく、そういう条例でなくてはいけないのかなと思うんですけれども、 その辺はどうでしょう。

# ○議長 (小林哲雄)

町民サービス部長。

## ○町民サービス部長(山本 靖)

それでは、吉田議員の質問にお答えします。基本的に町で定める部分で、日曜日もフル活動できるような形は、なかなかこういった施設では難しい。指定管理者の募集状況等もありますから、フルタイムで、そうすると職員、社員をどういう配置にするかという部分がありますから、基本的にはこのスタンスでやりたいと。条例的にも8時半から5時という形ですが、これについては指定管理者の指定があると認めるときは、町長の承認を得て、これを変更することができるということで、先ほども申しましたが、新指定管理者からの提案で、うちはそういった利便性向上のために、開業時間を増やしてやる体制はとれるという提案があれば、それは大いに結構だという話にはなると思います。あくまでも指定管理者の意向も踏まえた中で、原則分的にはこの形でいきたいという形です。

以上です。

○議長(小林哲雄)

ほかに質疑ございませんか。

(「なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

ないようですので、続いて討論を行います。討論のある方いらっしゃいますか。

(「なし」という者多数)

○議長(小林哲雄)

討論はないようですので、採決を行います。

議案第42号 開成町グリーンリサイクルセンター条例の一部を改正する条例を 制定することについて、原案に賛成の方の起立を求めます。

(起 立 全 員)

○議長(小林哲雄)

お座りください。起立全員によって、可決いたしました。